平成２３年（フ）第１９１４号
東京都世田谷区三宿１丁目27―５―301
債務者　桑原　朋子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９１５号
東京都練馬区南田中１丁目４―１―202
債務者　渡辺恵津子（旧姓出口）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９１９号
東京都葛飾区四つ木３丁目２―16―106
債務者　金津由紀子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９２１号
東京都荒川区南千住８丁目５―１―1405
債務者　伏見　正男
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９２４号
東京都立川市若葉町４丁目25―１―17―304
債務者　増田　　武
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９２５号
東京都東久留米市八幡町２丁目12―８―B103
債務者　保坂　幹男
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９２６号
東京都中野区江古田１丁目17―12―303
債務者　大塚　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９２７号
神奈川県相模原市中央区横山３丁目20―１
債務者　齋藤　直美（旧姓赤石・岩本）
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９２９号
東京都日野市南平６丁目23―９
債務者　寺澤　浩子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９３０号
東京都調布市入間町１丁目36―１―301
債務者　市村　久幸
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９３１号
東京都荒川区東尾久６丁目17―１―601
債務者　近藤　　康
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９３３号
千葉県流山市流山８丁目1193―２―Ⅱ―104
債務者　中村　寛貴
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９３５号
東京都練馬区石神井町１丁目１―45―201
債務者　中村　純子
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９３６号
東京都練馬区桜台１丁目29―17―101
債務者　稲葉あまね
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９３９号
東京都中央区日本橋中洲２―１―201
債務者　石崎　太一
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１９４２号
東京都練馬区貫井２丁目20―16―202
債務者　竹之内志津香
1　決定年月日時　平成23年２月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年４月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部